「滋賀県食の安全・安心推進計画」の一部変更について

1 概要

「滋賀県食の安全・安心推進計画(以下、「推進計画」という。)」は、滋賀県食の安全・安心推進条例第8条に基づく食の安全・安心の確保に関する施策の総合的な推進を図るための計画と位置づけられ、「滋賀県基本構想」のほか、県の関係する諸計画との整合性を図りながら、総合的な施策の推進に努めることとされています。

平成30年3月に「(第2次) 滋賀県食育推進計画」が改められ、「(第3次) 滋賀県食育推進計画」が策定されたことに伴い、本計画の一部を変更しました。

2 変更した内容

- (1) 食育の推進(施策 14)
 - 3 安全・安心な学校給食の推進
 - ◆具体的な取組および推進目標 「学校給食における地場産物を使用する割合 28%」を 「学校給食における地場産物を使用する割合 30%」に変更

(2) 地産地消の推進(施策 15)

- 2 学校給食での地産地消の推進
 - ◆具体的な取組および推進目標 「学校給食における地場産物を使用する割合 28%」を 「学校給食における地場産物を使用する割合 30%」に変更

※参考「滋賀県食の安全・安心推進条例施行規則(抜粋)」

(軽微な変更)

- 第3条 条例第8条第6項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。
 - (1) 食の安全・安心の確保に関する施策の目標に関する指標の数値の1割以内の変更
 - (2) 法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更
 - (3) 用語、名称等の変更、誤記の訂正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
 - (4) 推進計画以外の県の計画について、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく知事の附属機関またはこれに準ずる機関の審議を経てされた変更に伴う変更
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、記載事項の趣旨の変更を伴わない変更